

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成30年度 新座市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	5	4	160,000	6	0	0	160,000
1	80	キシレン	6	2	735,000	2	0	0	735,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	10	32,700	10	32,700	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	3	8	5,100	14	5,100	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	14	2,900	16	2,900	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	1	505,720	3	720	0	505,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5	4	83,800	8	0	0	83,800
1	300	トルエン	6	2	1,573,800	1	3,800	0	1,570,000
1	304	鉛	1	14	300,000	5	300,000	0	0
1	308	ニッケル	1	14	6,900	13	6,900	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	5	4	449,000	4	0	0	449,000
1	400	ベンゼン	5	4	84,000	7	0	0	84,000
1	412	マンガン及びその化合物	2	10	11,700	12	11,700	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	14	1,000	18	1,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	10	11,730	11	11,730	0	0
3	21	硝酸	2	10	3,080	15	3,080	0	0
3	35	メタノール	1	14	1,300	17	1,300	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	8	60,200	9	60,200	0	0
		合計	—	—	4,027,930	—	441,130	0	3,586,800

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。